

遺言と遺留分との関係

1. 遺留分権利者とは（「遺言の基礎知識」参照）

遺留分は、すべての相続人に認められているわけではありません。

認められているのは、被相続人の配偶者、子（および、その代襲相続人）、直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母等のこと）です。

兄弟姉妹は、遺留分侵害額請求を行うことができません。

なお、代襲相続人とは、本来相続人になるはずであった人が被相続人よりも先に亡くなっていたり、相続欠格や相続人の廃除によって相続権を失った場合に、その人の代わりに相続人となる子のことです。

2. 遺留分の割合

遺留分の割合は、誰が相続人であるかによって異なります。

相続順位	法定相続人	法定相続割合		遺留分		備考
		配偶者あり	配偶者なし	配偶者あり	配偶者なし	
第一順位 (900条1号)	配偶者	1 / 2	—	1 / 4	—	①直系尊属については父方・母方の区別はない
	子	1 / 2	1	1 / 4	1 / 2	
第二順位 (900条2号)	配偶者	2 / 3	—	1 / 3	—	②父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹は1/2の相続
	直系尊属	1 / 3	1	1 / 6	1 / 3	
第三順位 (900条3号)	配偶者	3 / 4	—	1 / 2	—	③直系尊属の遺留分は1/3 (1042条1号)
	兄弟姉妹	1 / 4	1	なし	なし	
配偶者のみ	配偶者	1	—	1 / 2	—	

*実務的には、相続後に争いが起こりそうな場合には遺留分を考慮した遺言書を作成することが重要なポイントになる。

3. 遺留分を侵害する遺言はどのようなのか？

遺留分が遺言よりも優先されるとはいえ、**遺留分を侵害する遺言が無効になるわけではありません。**

遺留分を侵害された人は、贈与や遺贈を受けた人に対し、**遺留分侵害の限度で贈与や遺贈された財産の返還を請求**することができます（これを「遺留分侵害額請求権」と言います）（民1046条）

つまり、遺言自体は有効であって、遺留分侵害額の請求があるまでは遺言の内容に沿って遺産が承継されますし、遺留分侵害額の請求があれば、遺留分侵害の限度で請求されるだけであって、残りの遺産は遺言で指定された人が取得します。

なお、遺留分は権利なので、遺留分侵害額の請求しなければならぬわけではありません。



請求するかしないかは、遺留分権利者の自由です。

遺留分を侵害する遺言もそれ自体は有効なので、遺留分侵害額の請求をしない場合は、そのまま遺言の内容に沿って遺産が承継されます。

4. 遺留分侵害請求権の期間の制限（1048条）

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効により消滅する。

相続開始の時から10年を経過した時も同様とする。